

周南市立学校給食センター条例の一部を改正する条例制定について

周南市立学校給食センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月26日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

周南市立学校給食センター条例(平成15年周南市条例第91号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

| | |
|----------------|-------------------|
| 周南市立熊毛学校給食センター | 周南市大字安田 1827 番地 1 |
|----------------|-------------------|

」

を

「

| | |
|----------------|---------------------|
| 周南市立熊毛学校給食センター | 周南市大字大河内 1115 番地の 1 |
|----------------|---------------------|

」

に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(参考)

周南市立学校給食センター条例新旧対照表

| 現行 | | 改正案 | |
|--|-----------------|--|------------------|
| (名称及び位置) 第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 | | (名称及び位置) 第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 | |
| 名称 | 位置 | 名称 | 位置 |
| 周南市立徳山西学校給食センター | 周南市新地2丁目8番40号 | 周南市立徳山西学校給食センター | 周南市新地2丁目8番40号 |
| 周南市立新南陽学校給食センター | 周南市中畷町6番3号 | 周南市立新南陽学校給食センター | 周南市中畷町6番3号 |
| 周南市立熊毛学校給食センター | 周南市大字安田1827番地1 | 周南市立熊毛学校給食センター | 周南市大字大河内1115番地の1 |
| 周南市立鹿野学校給食センター | 周南市大字鹿野上3054番地 | 周南市立鹿野学校給食センター | 周南市大字鹿野上3054番地 |
| 周南市立栗屋学校給食センター | 周南市大字栗屋1022番地の7 | 周南市立栗屋学校給食センター | 周南市大字栗屋1022番地の7 |
| 周南市立住吉学校給食センター | 周南市住吉町1番31号 | 周南市立住吉学校給食センター | 周南市住吉町1番31号 |
| 周南市立高尾学校給食センター | 周南市大字徳山757番地 | 周南市立高尾学校給食センター | 周南市大字徳山757番地 |